

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

平成27年11月20日

下北交通株式会社

下北交通株式会社 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

第1章 総則

1. 計画の目的
2. 基本方針
3. 計画の想定
4. 用語の定義

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1. 対策本部の設置
2. 対策方部長
3. 構成員
4. 情報収集及び共有体制
5. 対策本部の解散
6. 関係機関との連携

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

1. 業務内容及び実施方法
2. 人員計画
3. 感染対策の検討及び実施

第4章 その他

1. 教育及び訓練の実施
2. 計画の見直し

第1章 総則

1. 計画の目的

この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下、「特措法」という)第9条第1項の規定に基づき、下北交通株式会社における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

2. 基本方針

新型インフルエンザ等発生時において、措置法その他の法令、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月7日閣議決定。以下「政府行動計画」という。)国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画、新型インフルエンザ等対策青森県行動計画(平成25年11月15日作成。以下「県行動計画」という。)及び本計画に基づき、従業員の安全を確保しながら、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、会社の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するよう努める。

3. 計画の想定

本計画の想定は、政府行動計画に基づく想定とし、次の通りとする。

- (1) 国民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- (2) ピーク時(2週間)に従業員が発症して欠勤する場合は、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等(学校、保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大40%が欠勤する。

4. 用語の定義

この計画において使用する用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 新型インフルエンザ等
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下、「感染症法」という。)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。
- (2) 新型インフルエンザ等対策
措置法第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部(以下、「政府対策本部」という。)が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。
- (3) 新型インフルエンザ等緊急事態措置
特措法第32条第1項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第5項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規

定により実施する措置をいう。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1. 対策本部の設置

社長は、青森県知事を本部長とする県対策本部が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する会社の対応を協議するため、新型インフルエンザ等対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

2. 対策本部長

対策本部長は、社長とする。

3. 構成員

対策本部の構成員は、別表第1のとおりとする。

4. 情報収集及び共有体制

平素から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体、世界保健機構から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に従業員に周知する体制を確保する。

5. 対策本部の解散

最高責任者である社長は、政府対策本部の廃止が国会に報告された場合には、対策本部を解散する。それ以外でも、対策本部で協議する必要がないと判断した時は、対策本部を解散する。

6. 平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を実施するうえで不可欠となる関係事業者と発生時における連携等について協議する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

1. 事務内容及び実施方法

第1章3の想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務として、旅客の運送を適切に実施できるよう努める。

また、国及び地方公共団体から旅客運送の要請があった場合は、出来る限り要請に応え得る体制を確保するよう努める。

2. 人員計画

あらかじめ定めた人員計画により新型インフルエンザ等対策業務を出来る限り適切に実施できるよう努める。

3. 感染対策の検討及び実施

従業員に対し、マスク着用等咳エチケットの徹底を実施するなど、感染対策に努める。

第4章 その他

1. 教育及び訓練の実施

当社、安全衛生委員会により平素から正しい知識を習得し、従業員への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努める。また、新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とそ

の他訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

2. 計画の見直し

適時にこの計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合には、軽微な変更である場合を除き、青森県知事に通知する。この計画の変更に当たり、必要がある場合は、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

この計画は、平成27年11月20日から施行する。

別表第1

新型インフルエンザ等対策本部の組織

対策本部長	社長
対策本部副部長	専務取締役
事務局長/事務局	取締役役員室長 / 管理部